

マラヤにおけるムスリム行政の現状

藤 本 勝 次

1 タイからマレーシアへ

昭和40年1月11日から同年3月30日までの79日間、マラヤにおけるイスラム教およびムスリム（＝イスラム教徒）の現状を調査したが、その結果は残念ながら予備調査の段階を出なかったけれども、ひとまず調査経過を報告し、今後の調査研究の問題について検討してみたいと思う。

1月11日から16日まで、バンコックの京大東南アジア研究センター連絡事務所でお世話になり、連絡事務所長として滞在しておられた本岡先生よりマラヤにおける現地調査に関するいろんな助言を受け、またその間、筆者と同じ宗教班として仏教調査のためバンコックにおられた藤吉先生の案内で、市内の仏教遺跡やアユタヤの古跡などを見学した。アユタヤ附近を散策していたとき、ムスリムらしい服装をした青年に会い、話しかけて聞いてみるとやはりそうで、近くにムスリム部落があるから来るよう勧められたが、時間の都合もあり訪問はしなかった。アユタヤのムスリム部落について興味をひかれ、また同時にタイにムスリム部落のあることに最初は奇妙な気もしたが、たまたま連絡事務所に来られた南タイ調査担当の矢野研究員から南タイのムスリム部落の話聞いたとき、アユタヤのムスリムの祖先は、18世紀と19世紀はじめにタイがマラヤに進攻した時のマレー人ムスリムの捕虜であるとのことであった。どうりで、アユタヤのムスリム青年は、イスラムの聖者を orang karamat とマレー・アラブ混合語で呼んでいた理由がわかった。

1月16日バンコックからマレーシアの首都クアラルンプールに到着し、アジア経済研究所の萩原氏と京大留学生・前田君に出迎えられ、ひとまずマジェスチック・ホテルに落ち着いた。マラヤの環境に慣れるため、市中の散策、書店での資料集め、モスクの見学、マレー人地区の視察などに数日を過し、前田君の案内でマラヤ大学文学部の Department of Islamic Studies の Dr. S. A. Hasan 氏に面会し、今後の調査の

協力方を依頼した。あとでハサン氏には文献サーベーターなどでいろいろお世話になった。

2 私の問題意識

なにぶんマラヤのムスリムについては全くの素人で、出発前に予備知識をつける暇もなく、ぶっつけ本番でもなんとかかなろうという横着な気持ちでいたが、現地に着けばいささか心ほそく、クアラ滞在中に一般的知識でも得ようと思い、萩原氏や前田君からマラヤの現状について話を聞いたり、同時にマレーシア連邦の憲法などを読んで、ムスリム行政についての一般的な知識を得ることができた。

マレーシア連邦の憲法では、イスラムが国教とされているが、マレーシア国民の宗教の自由は認められている。ただし、各州のムスリム行政法によって、ムスリムが他の宗教に政宗することは禁止されているのである。そして各州それぞれにムスリムに関する諸規定 The Administration of Muslim Law Enactment (Undang-Undang Pertadbiran Hukum Shara') が制定されていて、各州独自のムスリム行政を行なっている。つまり、国民のほぼ半分の人口にあたる中国系住民をもつマレーシア連邦では、連邦レベルの法体制としてイギリス的近代法を採用しているが（勿論マレー系ムスリムも連邦の国民としてこの法によって規制される）、各州のムスリムに関しては各州のムスリム法が適用され、特にムスリムの家族法などについては連邦議会も裁判所も権限がないのである。そこでまず第一に各州のムスリム行政の諸規定を集める必要があると考えた。

3 アロー・ジャングス

たまたま前田君がマラヤ大学の休暇中でケダ州のアロー・ジャングス村に入るというので、よい機会でもあり、1月23日に汽車でアロー・スターに向った。丁度、東大の築島先生が入村しておられ、宿舎の都合もあったので、筆者はひとまずケダ州の首都アロー・ス

ターに滞在することにした。

マラヤのイスラム調査の重要な問題として、以前から旧マラヤの慣習 (adat) とイスラム的慣習との関係がとりあげられていることは知っていたが、アロー・スターから時折アロー・ジャングス村を訪問している間に、マレー語を習得しなければカンボン (=村) 調査は不可能であり、またカンボンの一般農民はアラビア語の知識も少なく、筆者としてもアラビア語を駆使して調査する自信もなく、また短期間の調査で新旧慣習の変容問題に結論を出せるはずもないので、ケダ州のムスリム法令を手に入れ、それから勉強をはじめることにした。そこで夜間に宿舎でムスリム法令の一部を読んで、翌日その不明な点をアロー・スターのムスリム法廷 (Mahkama Shara') に行き質問するという方法をとったのである。

4 各州のムスリム規定

その後、アロー・スターを離れて約2ヶ月間のマラヤ諸州遍歴の旅を終え、各州のムスリム諸規定で入手できたものは、スランゴル、トレンガヌ、パハン、スグリ・スンビラン、マラッカ、ペナン、ケダの7州の諸規定で、その発行年次は、最も古い1952年のスランゴル法令から1962年のケダ法令の間のものである。ケダ州のムスリム法令はあらたに改定されたものらしく、その他の州でもムスリム法令の改正が準備されているように聞いた。ペルリス、ペラク、ジョホール、シンガポール、クランタンの5州のものは入手していないが、クランタン州では現在ムスリム法令を改定していて、それが終われば寄贈してやるとの話であった。またジョホールでは、ムスリムに関する諸規定が一冊にまとめられていないので、全部を入手することは困難であった。これら諸規定の内容の細目については相当に違っているけれども、大体の体裁は統一されているので、その項目を紹介しておく。

I. Preliminary

II. Majlis (1) Constitution (2) Proceedings (3) Mufti and Legal Committee (Fatwa Committee)

III. Religious Courts (1) Constitution & Jurisdiction (2) Procedure (general) (3) Procedure in Criminal Proceedings (4) Procedure in Civil Pro-

ceedings

IV. Financial (1) Accounts (2) Baitul-Mal (3) Zakat & Fitrah (4) Collection for Charities

V. Mosques

VI. Marriage and Divorce

VII. Maintenance of Dependents

VIII. Converts

IX. Offences

X. General

5 ムスリム行政の組織

ケダ州のムスリム法令を調べているうちに、州のムスリム行政の組織がわかってきた。各州のムスリム行政の最高責任者はその州のスルタンで (ただし、マラッカとペナンとシンガポールの3州にはスルタンがないので、その州のムスリム行政の最高責任者は、マレーシア連邦の国王になっている)、行政官庁として各州に「イスラム宗教局」 Jabatan Ugama Islam があり、その局長を議長とする「イスラム宗教議会」 Majlis Ugama Islam が構成され、この議会がムスリム行政の最高決議機関であると同時に、スルトンの諮問機関となっている。あとでわかったことであるが、ペルリス、スランゴル、パハン、トレンガヌ、クランタンの諸州では、この議会は「イスラムおよびマラヤ慣習法議会」 Majlis Ugama Islam dan Adat Istiadat Malaya という名になっている。この議会の下に、いくつかの専門委員会や部局が設けられているが、ケダ州の場合を例にとってみると、

1. ファトワ委員会 Jawatan-kuasa Fatwa
 2. 控訴委員会 Jawatan-kuasa Ulang-bichara
 3. ムスリム法廷 Mahkama
 4. 大カーディー (ムスリム裁判官) 局 Jabatan Kadzi Besar
 5. ワクフと公庫局 Jabatan Wakaf dan Baitul-mal
 6. ザカート局 Jabatan Zakat
 7. 広報局 Jabatan Bahagi Penrangan
 8. 宗教教育局 Jabatan Pelajaran Ugama
 9. 成人宗教教育局 Jabatan Pelajaran Dewasa
- などの部局がある。この組織は他の州においてもほぼ同様のものではあった。各部局の業務内容については、

それぞれ興味ある調査対象となりうるものであるが、とくに関心のある問題のなかで、最初にファトワ委員会について調べてみた。

6 ファトワについて

ファトワというのは、イスラムの初期から行われている「法律上の意見」のことで、イスラム社会に教義上や法律上の問題が起ると、それらに精通した学者（ウラマー‘ulama’）に問題点を質問して意見を求める。そのような質問に対して意見を述べうるすぐれたウラマーがムフティー（mufti）と呼ばれ、ムフティーの述べる意見をファトワ（fatwa）という。9世紀に4大法学派が確立して以来、各学派にムフティーが置かれ、ムスリム個人からの質問にも、またカーディーからの質問にも答えてファトワがだされ、それにもとづいて新しい法解釈も可能になるのである。しかし各学派の学説から大きくそれることは許されていない。このようなムフティーは現在のムスリム諸国にも置かれているが、マラヤにおいては、各州のムスリム法令をみると、ムスリム個人からでも、ムスリム法廷でない一般法廷からでも、ファトワの発布を要請することができ、このような要請があれば、ムフティーは委員会のメンバーと協議のうえで質問に対してファトワをだし、原則としてシャーフィイー派の伝統的意見に従うことになっている。

アロー・スターのムスリム法廷でファトワの例を2、3みせてもらった。ファトワのみならず、ムスリム行政に関する文書は通常アラビア文字で書かれたマレー語（jawi）で、筆者は当時マレー語が読めなかったけれども、ファトワのなかに若干のアラビア語の引用文が入っていることに気づいた。なかには、12世紀の有名なシャーフィイー派学者の「コーラン注解」（tafsir）から引用されたものもあった。後日、ペナンのイスラム宗教局を訪れてファトワをみたが、それにもエジプト系学者の典籍からアラビア文が引用されていた。ようやくマレー語が読めるようになってからケダ州やペナン州のファトワを読んでみると、その引用文は質問に対する法的返答の根拠を明示したもので、ケダ州の一例はイスラムの権威者の伝統的な意見にもとづいたファトワであり、ペナン州の一例のように伝統的な意見をさらに拡大解釈して、新しいムスリム行政規定を設けているものもある。そこでファト

ワの形式を考察して感じたことであるが、マラヤにおいてイスラムの伝統的権威との結びつきが意外に強い反面、ファトワを通してマラヤ独自のムスリム行政もうちだせる可能性も考えられる。しかし、結局はファトワをだすムフティーはじめムスリム行政担当者の考え方が問題となり、その点にイスラムの近代化の問題も関連してくると思われる。また、マラッカのイスラム宗教局を訪れたとき、ジョホール州のイスラム宗教局で発行されている宗教局報（warta）のを知り、その一部を入手したが、そのなかにジョホール州のファトワが連載されていて、今後このようなファトワの内容を逐一検討することによって、マラヤのイスラムの性格をより詳しく知ることができるのではないかと考えている。

7 ザカートについて

次に興味のあったのは、ムスリムに課せられる宗教税ザカート（Zakat）の問題である。ザカートというのは、もともと宗教的義務の一つとして貧者に喜捨する施し物で、イスラムの初期には徴税役人がザカートを徴収し、それを貧者とか旅人とか負債で困っている者などに分配するように制度化され、イスラム法では農産物や家畜や金銀などのザカートについてこまかい税率が設けられるようになった。しかし、ムスリム国内に住む異教徒からの人頭税（jizya）とか、地租（kharāj）、その他に商税（muks）などの税制が確立するにしたがって、政府の税収入としてのザカートの比重が軽くなり、次第にザカートはムスリムの自由裁量にまかされ、ムスリム諸国でザカートを政府が徴収する制度はなくなってきた。

ところが現在のマラヤでは、各州のムスリム法令によって政府がザカートを徴収することになっている。しかも、ザカートは padi 農民、つまり米作農民のムスリムに課せられ、各州によって免税基準量（nisab）はすこし違っているが、それを超過すれば全パディー収穫量の $\frac{1}{10}$ がザカートとして徴収される。そして、ザカートの支払いを拒否したり、故意に申請額を偽ったりすれば、罰金もしくは懲役の罪にとわれるのである。そこで、パディー農民以外のムスリム、つまり政府の役人その他の給料取り（マラヤではムスリムであるマレー人の大半は農民か漁民で、マレー人で給料取りといえれば一般に政府の役人である）などのザ

カートについて法令にはなんの記載もないのに疑問を感じ、政府の役人にザカートの支払い方法について質問してみた。すると、彼らはなにがしかの金銭を一年間銀行に預金したり、または個人的に貯えておけば、その金額の2.5%をザカートとして差し出すという。銀行預金などは明らかに金額がわかるが、個人的に貯えておけば、金額は判明しない。それでも自発的に宗教の義務としてザカートを支払うのだそうである。この点に関しては、どうも文献的裏付けがないので、はたして自発的に出しているかどうかはいささかあやしい。ムスリムが銀行などに預金することを嫌うのは、イスラムによる高利の禁止とも関係があるかもしれないけれども、むしろザカートの支払いをのがれるために個人的に貯えるのかもしれない。ただし、このことは現在のところ単なる想像にすぎない。

それでは、どれ程の額がパディー農民からザカートとして徴収されているのか。ケダ州のザカート局で幸運にも手に入れたザカート委員会の「1963年度歳入・歳出明細報告書」Penyata Pendapatan dan Perbelanjaan bagi Tahun Berakhir によれば、パディーのザカートが現金にかえて 1,719,725.36 M\$ (1マラヤドル＝邦貨約120円)で、その他の収入が 22,926.35M\$, 合計1,742,652.31M\$となっている。この額はケダ州の一般行政予算の $\frac{1}{10}$ の収入に当るかなりの額で、しかもこの金はムスリムだけに支出さるべきものであって、州の一般行政費のなかには入らない。ところが、このようにかなりの額のザカートが徴収されているにもかかわらず、その分配に関しては問題がある。前記のケダ州ザカート委員会の報告書によれば、全徴収額の $\frac{1}{2}$ が分配されずに残され、おそらくイスラム宗教局の収入として保管されるのであろうが、その用途は不明である。残りの $\frac{1}{2}$ がイスラム法に従って8項目に分配されているけれども、その $\frac{1}{2}$ (つまり徴収額の $\frac{1}{4}$) はザカート徴収人(amil)の手当そ

の他の経費に当てられ、残りの $\frac{1}{4}$ (つまり徴収額の $\frac{1}{4}$) が貧者への分配とかその他のムスリムの福祉事業に当てられている。ある調査報告書によれば、ザカート徴収金から貧者一人に分配される額は、一年に 5 M\$ か 10M\$ 程度にしかならないらしい。そこで、貧しい農民から法的罰則を設けてまで強制的に徴収し、比較的高額所得者である俸給取りには法的義務がなく、しかも実際に貧者へ還元される額はごくわずかであるといった現マラヤのザカート制度に対して、進歩的なムスリムから批判的な2, 3の論文が発表されている。またザカートを徴収するアミールも問題になる。実際にカンボンでアミールとしてザカートを徴収する者は、通常イマーム(モスクの長)か宗教教師(guru uga-ma)で、各州によってすこし違うが、一般に一モスク地区(qaryah masjid)に一人の場合が多い。彼らは農民の納めるザカートとしてのパディー額をイスラム宗教局に申告し、それにもとづいて各人から徴収し、それを現金にかえて納め、そのなかから手当を受け取る。各アミールが受け取る実際の金額は現在の調査段階では不明であるが、すくなくとも前記のケダ州の明細報告書では徴収金額の $\frac{1}{4}$ が彼らに分配されている。ザカート制度については、さらにカンボンにおける調査を進めることによって、その内容がより明確になると考えている。

8 あとがき

そのほか、マラヤにおけるイスラム教育について興味をもち、若干の調査を行ったが、後日整理して発表したいと思っている。またイスラム的慣習とアダットの問題に関連して、ムスリムの結婚・離婚の問題も残された調査課題である。以上、詳しいデーターを示さないまま予備調査の経過報告とするが、今後はマラヤの社会構造とイスラムの関係をさらに追述したいと思っている。